

不動産鑑定業者の登録の証明

令和8年4月～

[手続対象者]

滋賀県知事の登録を受けている不動産鑑定業者で、登録証明書を必要とする方

[提出時期]

登録証明書を必要とするとき随時

[手数料]

610円（一通ごと）

※令和8年4月から滋賀県収入証紙の廃止に伴い、以下の決済方法が可能です。

①しがネット受付サービスからクレジットカード決済

※電子申請の場合のみ利用可能です。

②本庁窓口でのキャッシュレス決済

※必要書類をお渡ししますので滋賀県庁内県民活動生活課までお越してください。

※別紙1のとおりクレジットカード・コード決済・電子マネー決済が可能です。

③本庁券売機での現金納付

※ご案内しますので滋賀県庁内県民活動生活課までお越してください。

※別紙2のとおり職員生協設置の券売機により「納付済証」が発行されます。

④県の納入通知書による現金納付

※別紙3のとおり所定の金融機関での納付となります。

[申請方法]

電子申請の場合：「しがネット受付サービス」に必要事項を入力

書面申請の場合：不動産鑑定業者登録証明申請書（1部）を郵送または来庁にて提出

[受取方法]

郵送

書面申請の場合：返信用封筒を同封ください。

電子申請の場合：別途郵送料(110円)をいただきます。

窓口受取

窓口：滋賀県庁本館3階県民活動生活課土地対策係

[提出先]

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県総合企画部県民活動生活課 土地対策係

【本件に関するお問い合わせ先】

滋賀県総合企画部県民活動生活課 土地対策係
(〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁本館3階)
TEL 077-528-3417
FAX 077-528-4840
E-mail tochitai@pref.shiga.lg.jp